

「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして
「厳重指導」を行った事例

| 指導事例1 【仙台国税局】 | |
|---------------|---|
| 業 態 | 小売業（スーパー） |
| 主な問題点 | 総販売原価割れ販売 |
| 違反状況 | ビール系商品の多くを総販売原価割れ販売していた。 また、特定日に実施する割引値引きを酒類にも適用しており、その際の販売価格は仕入原価割れとなっていた。 |
| 違反原因 | 仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、メーカーから毎月示される売価目安等を用い販売価格を低く設定していた。 また、正当な理由なく割引販売を行っていた。 |
| 処分等 | 今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。 |

| 指導事例2 【東京国税局】 | |
|---------------|--|
| 業 態 | 小売業（スーパー） |
| 主な問題点 | 総販売原価割れ販売 |
| 違反状況 | ビール系商品を総販売原価割れ販売していた。 |
| 違反原因 | 販売管理費の一部計上漏れがあったことに加え、合理的でない販売管理費比率を採用し、総販売原価を低く算出していた。 また、販売管理費を収入の一部と相殺することで総販売原価を低く算出していた。 |
| 処分等 | 今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。 |

| 指導事例 3 【名古屋国税局】 | |
|-----------------|---|
| 業 態 | 小売業（スーパー） |
| 主な問題点 | 総販売原価割れ販売 |
| 違反状況 | ビール系商品を総販売原価割れ販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。 |
| 違反原因 | 仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合店よりも低い販売価格を設定していた。 また、一部商品について、酒税改正に伴う価格改定の際に誤って販売価格を低く設定していた。 |
| 処分等 | 今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。 |

| 指導事例 4 【金沢国税局】 | |
|----------------|--|
| 業 態 | 卸売業 |
| 主な問題点 | 総販売原価割れ販売 |
| 違反状況 | ビール系商品を総販売原価割れ販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。 |
| 違反原因 | 合理的でない販売管理費比率を採用することで、総販売原価を低く算出していた。 |
| 処分等 | 今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による厳重指導を行った。 |

| 指導事例 5 【金沢国税局】 | |
|----------------|---|
| 業 態 | 卸小売業 |
| 主な問題点 | 総販売原価割れ販売 |
| 違反状況 | ビール系商品を総販売原価割れで販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。 |
| 違反原因 | 仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合店よりも低い販売価格を設定していた。 |
| 処分等 | 今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による嚴重指導を行った。 |

| 指導事例 6 【大阪国税局】 | |
|----------------|--|
| 業 態 | 卸小売業 |
| 主な問題点 | 総販売原価割れ販売 |
| 違反状況 | ビール系商品の多くを総販売原価割れにて販売し、そのうち一部の取引については仕入原価割れ販売となるものがあった。 |
| 違反原因 | 合理的でない販売管理費率を採用し、総販売原価を低く算出していた。また、関連法人に対しては販売価格を低く設定していた。 |
| 処分等 | 今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針違反による嚴重指導を行った。 |